

平成15年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（消防局）

(1) 収入に関する事務

東京在勤者住宅使用料の収納を適正に行うべきもの

東京に在勤する消防局職員は原則、職員住居に入居すると定められており、要綱に基づき、その住宅使用料を月額で徴収している。

しかし、東京在勤者住宅使用料が未調定のまま、放置されている事例が見受けられた。

（職員課）

早急に調定を行い、使用料の収納に努めるべきである。

措置内容

当該債務者に納付書を送付し、使用料を収納した。
今後、遅滞なく調定し、使用料の収納を行う。

光熱水費償還金の徴収を適正に行うべきもの

消防局の各署、センター等に自動販売機等の設置を許可しており、その光熱水費償還金を徴収している。

しかし、市民防災センター2階に設置されている自動販売機については、行政財産の目的外使用許可を行っているが、光熱水費償還金の徴収が行われていなかった。

（施設課）

早急に調定を行い、償還金の徴収に努めるべきである。

措置内容

平成12年度に遡り、平成15年度末に他の自動販売機とともに一括徴収した。今後は光熱水費償還金を調定し徴収する。

使用料の減免額の算定を適正に行うべきもの

神戸市防災コミュニティセンターの管理は財団法人防災安全公社へ委託している。使用料については条例、規則等で定められており、減免の取扱については、ホール使用料及び附属施設使用料を対象とすることが規定されている。

しかし、減額の適用についてホール使用料のみを対象とし、附属設備使用料を対象外としていた。

（庶務課）

条例等に基づき、適正な減免の適用を行うべきである。

措置内容

神戸市防災コミュニティセンター条例及び同施行規則に規定する使用料について再検討し、附属設備使用料についても減額対象とするよう神戸市防災コミュニティセンター使用料減免取り扱い要綱の改正を行い、今後はこれに基づき処理を行う。

危険物取扱手数料の算定・収納を適正に行うべきもの

危険物取扱施設については，その設置等について関係機関の許可及び検査が必要であり，それに伴う手数料の徴収などが消防法等に定められている。神戸市もこれに基づき手数料条例を定め危険物取扱手数料を徴収している。

この取扱いについて，以下のような改善を要する事例が見受けられた。

- ア 危険物取扱手数料の徴収額が過少となっている事例 (西消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

当該申請者に連絡のうえ不足額を平成15年11月25日に徴収した。
今後，適正な事務処理を行う。

- イ 神戸市手数料条例において申請時に徴収することになっている手数料を徴収せず，納付書を発行して，収入確認の後，検査を行っている事例 (市民防災総合センター)
申請時に出納員領収を行うべきである。

措置内容

今後は，申請時に出納員領収を行うよう，改善の措置を講じた。

職員公舎光熱水費自己負担分の収納を適正に行うべきもの

職員公舎を利用する職員に職員公舎で使用している光熱水費の一部を要綱に基づき負担させている。

しかし，職員公舎光熱水費個人負担分について，以下のような改善を要する事例が見受けられた。

- ア 調定が過大となっている事例 (中央消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

過大となっている調定額について戻出処理を行った。今後，適正な事務処理を行う。

- イ 調定が遅滞している事例 (兵庫消防署，須磨消防署)
早急に調定を行うべきである。

措置内容

指摘された分については，すみやかに調定処理を行った。今後，遅滞なく調定を行う。

(2) 支出に関する事務

消防団員に対する報酬，費用弁償等の支払事務を適正に行うべきもの

消防団員の技術報酬・費用弁償・年報酬について，消防団長が請求し，消防団長・分団長に対して各団員の分を一括支出しているが，これらに関する委任状を徴していなかった。

(水上消防署)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

団員への技術報酬・年報酬・出勤手当について各団員の分を消防団長あるいは分団長に一括支出しているが，今後はこれらの請求時に委任状を添付するよう，改善の措置を講じた。

消防団員に対する報酬，費用弁償等の支払事務を適正に行うべきもの

消防団員に対する報酬，費用弁償等については，条例，規則でその支出時期，算出方法等が定められている。

しかし，消防団員に対する報酬，費用弁償等の支払いについて，以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 年度途中で退団した団員について，年報酬が過払いとなっている事例 (兵庫消防署)

年度途中で退団した時は，条例に定める月割り計算を行い，支出するべきである。また，年報酬を支出した後に退団し，過払いとなっている年報酬については，速やかに精算を行うべきである。

措置内容

平成14年2月16日に退団しているが年額を支出している指摘事項については平成15年2月25日に戻入調定し，退団日を誤って報酬額を算定している事項についても正しい額に調定額を訂正し，平成15年12月11日に収納した。また，再発防止のため担当職員への指導を徹底するよう改善の措置を講じた。

イ 既に退団している団員について，出勤手当が支払われている事例 (北消防署)

誤払いとなっている出勤手当については，速やかに是正するべきである。

措置内容

消防団からの出勤報告書をもとに出勤手当を支出したものであるが，その報告書に誤りがあったため生じたもので，今後再発防止のため，正確な報告書の提出を指導するとともに，報告書のチェックを厳格に行う等，改善の措置を講じた。なお，既支払分については平成15年2月24日に戻入し，精算を行った。

助成金の支出を適正に行うべきもの

防災福祉コミュニティ助成金は，防災福祉コミュニティ育成実施要綱に基づき，市民の災害対応力を組織的でより効果的なものにするために地域団体に支出しているものである。

この助成金の支出について請求者と受取人が異なっているにもかかわらず、委任状を徴していない事例が見受けられた。 (北消防署, 須磨消防署)

請求者と受取人が異なっている場合は、委任状を徴すべきである。

措置内容

今後は委任状を徴するよう、改善の措置を講じた。

助成金の精算を適正に行うべきもの

防災福祉コミュニティ助成金の精算について、各署で精算に関する取扱いが異なっている事例が見受けられた。 (予防課)

精算方法の事務処理方法を統一し、事務取扱者への徹底を図るべきである。

措置内容

今後、運営費、活動費別に精算するなど定められた方法で処理するよう担当職員への指導を行った。

委託料の精算を適正に行うべきもの

応急手当の普及啓発にかかる業務、神戸市防災コミュニティセンターの管理運営にかかる業務、広報誌「雪」編集及び発行にかかる業務について、それぞれ財団法人神戸市防災安全公社と業務委託契約を締結している。各契約書中において、契約期間終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を求めている。

しかし、平成14年度分の事業報告書及び収支決算書が監査日現在提出されていなかった。

(庶務課)

各委託契約に基づき、契約期間終了後に事業報告書及び収支決算書の提出を求めて、承認を行うべきである。

措置内容

事業報告書及び収支決算書を提出させるとともに、今後は、速やかに提出するよう改善の措置を講じた。

補助金の使途確認を適正に行うべきもの

財団法人神戸市防災安全公社に対して神戸市防災安全公社補助金要綱に基づき補助金を支出しており、同要綱は使途確認のため、用務終了後、事業実績報告書の提出を求めている。

しかし、事業実績報告書の金額とその内訳資料の金額が異なっている事例が見受けられた。

(庶務課)

事業実績報告書を精査し、使途確認を行うべきである。

措置内容

再度事業実績報告書を精査し、使途確認を行った結果、指摘金額が年末調整過不足税額であることが判明したため、報告内容を訂正させるとともに、これに基づき再度精算処理をするという改善の措置を講じた。また、今後このようなことがないよう委託事業に関する検査体制について検討する。

借上料の執行を適正に行うべきもの

職員公舎の借上げに関する賃貸借契約について、契約期間が終了しているが、更新の賃貸借契約を締結しないまま賃借し、借上料等を支出していた。（長田消防署）

早急に契約締結を行い、適正な予算執行に努めるべきである。

措置内容

今後は契約締結を遅滞なく行う。

前渡金の精算を適正に行うべきもの

前渡金の精算については、神戸市会計規則第48条によると、前渡金管理者は用務終了後5日以内に支払精算書を直近の上司に提出しなければならないと定められている。

しかし、前渡金の精算を行う際に、決裁区分を誤っている事例が見受けられた。（水上消防署）
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後、適正な決裁権者の承認を得ることを徹底するよう、改善の措置を講じた。

前渡金の精算を適正に行うべきもの

公共料金の自動振替払については、その取扱要領において、支払資金は3ヶ月(四半期)ごとに前渡金支出することとなっており、前渡金の精算については、当期分の最終振替日から5日以内に行うとされている。

しかし、公共料金の前渡金について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 前渡金口座の預金残高が不足したまま放置している事例（東灘消防署、垂水消防署）

資金が不足する場合はすみやかに前渡金を追加支出するべきであり、請求書及び預金通帳の確認を行い、精算するべきである。

措置内容

平成15年11月12日に前渡金の追加支出を行い、速やかに精算を行った。今後、適正な事務処理を行う。（東灘消防署）

平成15年12月9日に精算を行った。今後、適正な事務処理を行う。（垂水消防署）

イ 前渡金公共料金については、四半期ごとに精算することとなっているが、精算を誤って翌期の公共料金を含めて精算している事例が見受けられた。 (兵庫消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後、精算については適正な事務処理を行う。

ウ 精算が遅れている事例が見受けられた。 (兵庫消防署、垂水消防署)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成15年12月15日に精算を行った。今後、遅滞なく精算を行う。(兵庫消防署)

平成15年12月9日に精算を行い、平成15年第3四半期より払込に変更した。
(垂水消防署)

前渡金公共料金口座を適正に管理すべきもの

ア 前渡金公共料金口座はその目的以外に使用してはならないとされているが、電話利用契約の変更に伴う返還金が同口座に振込まれたままになっている事例 (兵庫消防署)
予算総計主義から、返還金については、債務者を明確にした上で雑入として歳入するべきである。また、前渡金公共料金通帳の管理は要領に則して適正に行うべきである。

措置内容

契約の変更による返還金は速やかに雑入処理した。今後は適正な事務処理を行う。

イ 前渡金口座に振り込まれていた現金を用いて、直接銀行窓口で払込を行っている事例 (兵庫消防署)
支出命令書をもって支払うべきである。

措置内容

今後は支出命令書によることを徹底する。

謝礼金の支出を適正に行うべきもの

研修講師に講師謝礼を支出しているが、神戸市消防学校講師謝礼基準に定められていない額を支払っている事例が見受けられた。 (市民防災総合センター)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

講師によって実務に即した特別な内容の講義を依頼している場合もあるので、今後謝礼基準に適合しない額の支出を行う場合には、謝礼金支出の決裁で必ずその理由を明記する旨徹底するように改善の措置を講じた。

(3) 契約に関する事務

委託契約を適切な内容にすべきもの

各署で排出される医療廃棄物の処分等業務について、運搬収集業者及び処分業者のそれぞれと委託契約を締結している。

しかし、医療廃棄物の処分にかかる委託料について、支払先が明確になっていない事例が見受けられた。 (救急救助課)

内容に疑義がないように契約を締結すべきである。

措置内容

平成16年度より、運搬収集業者及び処分業者との委託契約の中で委託料の支払いについて明確にする等、改善の措置を講じた。

(4) 財産管理に関する事務

行政財産目的外使用許可の手続きを適正に行うべきもの

消防局単独庁舎の目的外使用許可について、使用許可を行う施設の名称、箇所数を誤っている事例が見受けられた。 (施設課)

申請書に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

今後、適正な事務処理を徹底する。

領収証書の管理を適正に行うべきもの

危険物取扱手数料等を収納する際に、市所定の領収証書を使用している。領収証書の取扱いについては、現金取扱事務の手引き(公金編)に規定されているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 両面カーボンを使用すべきところ片面カーボンを使用している事例 (北消防署)

措置内容

平成15年11月17日に両面カーボンを購入し使用するようにした。

イ 未使用領収証書綴の受払簿が作成されていない事例(兵庫消防署,市民防災総合センター)

措置内容

受払簿を作成し、適正な管理を行うよう改善の措置を講じた。

ウ 領収証書に一連の番号が付されていない事例

(垂水消防署,西消防署,市民防災総合センター)

措置内容

領収証書に一連の番号を付すよう改善の措置を講じた。

物品管理簿の記載を適正に行うべきもの

神戸市物品会計規則第8条によると、物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならないと定められているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

受払いの都度、管理簿に記載するなど、適正な事務処理を行うべきである。

ア 予備の救助工作車について、車両一覧表に記載されていない事例

(施設課)

措置内容

車両一覧表への記載を徹底するよう、改善の措置を講じた。

イ 水難救助にかかる体力強化訓練のために、プール利用券を購入し、保管しているが、管理簿が作成されていない事例

(救急救助課)

措置内容

プール利用券管理簿を作成し、適正に管理するよう、改善の措置を講じた。

ウ 郵便切手について管理簿と残高が一致していない事例

(水上消防署)

措置内容

広報物送付用切手として受け入れた際、管理簿への記載は省略したにもかかわらず引去りしたため、訂正するとともに受払いの都度適正に記載を徹底するよう、改善の措置を講じた。

プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの

旅費の執行のために各所属でプリペイドカードを管理しているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

プリペイドカードの出納保管にあたっては、現金に準じて取り扱うこととされており、受払

の都度管理簿に記載するとともに、使用状況を把握するため、カードごとの使用簿を作成の上、使用済カードを証拠書類として保管するべきである。

ア 管理簿が作成されていない事例 (庶務課, 施設課, 危険物保安課, 中央消防署)

措置内容

全体の管理簿とは別の庶務課の使用済・使用中枚数が分かる管理簿を作成した。以後これにより適正に管理するよう改善の措置を講じた。(庶務課)

管理簿を作成し、これにより残数管理等を適正に行うよう、改善の措置を講じた。(施設課)

管理簿を作成し、新規受入及び使用済カード数を記入し、現在数を適正に把握するよう、改善の措置を講じた。(危険物保安課)

管理簿を作成し、これに使用簿を備え付けることにより適正に管理するよう改善の措置を講じた。(中央消防署)

イ 管理簿が受入簿になっているため、残数管理が適正に行われていない事例 (査察課)

措置内容

管理簿を作成し、使用状況の把握等残数管理を徹底するよう、改善の措置を講じた。

ウ 使用済カードが使用簿に添付されていない事例 (査察課, 兵庫消防署, 垂水消防署)

措置内容

使用済カードは使用簿の裏面に添付して保管を徹底するよう、改善の措置を講じた。

エ プリペイドカードを紛失しているが、行財政局長への通知を行わず、紛失した者に損失補填させている事例 (灘消防署)

措置内容

事後報告書を作成し、行財政局長に通知するとともに、行財政局による行政調査を受けた。今後は適正な管理を徹底するようにする。